

関係分抜粋

令和2年第3回

羽島市議会臨時会会議録

第1号 5月27日(水曜日)

議事日程 第1号 令和2年5月27日午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定

第3 報第5号 専決処分の報告について(専第10号 損害賠償の額を定めることについて)

第4 議第45号 工事請負契約の変更について

第5 議第46号 工事請負契約の変更について

第6 議第47号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定

第3 報第5号 専決処分の報告について(専第10号 損害賠償の額を定めることについて)

第4 議第45号 工事請負契約の変更について

第5 議第46号 工事請負契約の変更について

第6 議第47号 工事請負契約の変更について

出席議員(18名)

1番	南谷清司君	2番	柴田喜朗君
3番	粟津明君	4番	毛利廣次君
5番	後藤國弘君	6番	原一郎君
7番	川柳雅裕君	8番	安井智子君
9番	野口佳宏君	10番	南谷佳寛君
11番	豊島保夫君	12番	堀隆和君
13番	藤川貴雄君	14番	山田紘治君
15番	花村隆君	16番	糟谷玲子君
17番	星野明君	18番	近藤伸二君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 松井 聡 君 副市長 成原 嘉彦 君
総務部長 橋本 隆司 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 堀 真人 課長 藤井 佳代子
主任 中村 秀明

(略)

議長(山田紘治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、議案番号及びページをお示しくくださいますようご協力をお願いいたします。

また、議員活動に関する申合せにありますように、所属する委員会に付託が予定される案件につきましては、極力質疑を差し控えていただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質疑のある方はご発言を願います。

1番 南谷清司君。

1番(南谷清司君) 議長から発言の許可をいただきましたので、ご質問させていただきます。

工事契約の変更に関する議第45号2ページ、議第46号3ページ及び議第47号4ページについて、それぞれの議案に共通する課題について一括してお尋ねしたいと思います。

最初に、議案提出時期についてでございます。先日の臨時議会では、6月の定例会で審議すべきなので反対という意見がありました。しかし、提案議案に関する契約は昨年中に議決されており、本体工事契約の工期とのずれは本体工事契約時には明らかになっていました。であれば、昨年12月定例会、今年3月定例会への議案提出もできたのではないかなと思われま。今年5月13日開催臨時会での議案提出となった理由をご説明いただきたいと思ひます。

次に、議案の内容についてです。今回提出された議案は、5月13日開催臨時会で6月定例会で審議すべきとの反対討論などから否決された議案と同一の内容の議案となっています。同一の内容とされた理由についてご説明ください。

最後に、工期及び工事費についてです。今議会も臨時会ですから、5月13日開催臨時会と同様に6月定例会で審議すべきと否決となる可能性もあるかと思ひます。否決となった場合には、提出議案に関する工事だけでなく、新庁舎工事全体について工期及び工事費への影響をご説明ください。特に、最悪を想定した場合にはどうなるかについてもご説明をいただきたいと思ひます。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長(山田紘治君) 市長 松井 聡君。

市長(松井 聡君) それでは、ただいま南谷清司議員からのご質問の中の、私からは1点目の議案提出時期につきましてご答弁を申し上げます。

今回上程の3議案につきましては、昨年10月臨時議会においてお認めをいただいた案

件でございます。令和3年7月12日までを工期とする新庁舎本体建築工事、令和3年4月13日までを工期とする電気設備工事及び機械設備工事の2工事と、令和3年2月18日までを工期とする地中熱設備工事のうち、電気設備工事、機械設備工事、地中熱設備工事の契約案件でございます。

議員ご案内のとおり、昨年の本庁舎本体建築工事の入札に当たりましては、残念ですが最初の入札が不調となり、直ちに資材などのコストアップや工期延長を内容とした設計変更の予算をお認めいただいた上で再度入札をかけ、落札をしたという経緯がございます。この時点で、本体工事については他の3件の工事の工期よりも延長をせざるを得ない状況に陥りました。なぜならば、今回の3本の工事につきましては、最初の入札で落札者が決定をしたところでございます。本体建築工事を初め上程3案件の経緯については、議会においても既にご説明を重ねているところでございます。

今回の3本の契約変更につきましては、本庁舎本体建築工事の工期との整合を図る必要がございます。工期統一の作業の中で議論をいたしましたのは、一刻も早い新庁舎への移転の実現でございました。すなわち、現在の本庁舎の耐震性が極めて劣悪な状況にある中、災害時の拠点となる施設の安全性を市民の皆様方や職員にも担保をし、あわせて本体建築工事の工期短縮の可能性を探りながら、請負業者の方々とともに慎重なる検討を重ねてきたところでございます。

3本の工事のうち地中熱工事におきましては、環境省の補助採択を受ける運びとなりましたが、本体工事の工期延長がもたらす地中熱工事及び補助事業の影響等について国庫補助事業の年度区分や対象事業の範囲について検討をする必要も生じてございました。

以上申し上げました一連の作業について時間を要したことから、工期延長につきまして本年4月1日付で契約約款第21条に基づき請負業者側から請求を受けました。市といたしましては、その内容を精査・確認した上で、令和2年4月17日付で仮契約を締結し、締結後直近の議会である先日の5月13日臨時会に上程をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 副市長 成原嘉彦君。

副市長（成原嘉彦君） それでは、今回上程いたしました内容が前回と同一の内容とした理由についてお答えをいたします。

契約の内容の中でも90日から144日という工期の変更は、極めて重要な事項でございます。このような契約に関わる重要な基本的事項については、双方の協議が調い次第、羽島市工事請負契約事務処理要綱第8条の規定による変更契約を締結していくことが求められます。

受注者側としてはこのたびの変更契約の仮契約の締結により、新たな工期を前提とした工事工程による資材の発注や作業員の確保、下請業者との連絡など、全ての人員配置や作業準備を整えておりました。

しかし、5月13日の3議案否決を受け、6月定例会を待って議案上程をいたしますと、4月17日の仮契約締結から2か月以上の期間が経過することになります。新たな契約締結に長期間を要した場合、激変する社会経済情勢の影響を受けて、契約の安定的な実行に支障を及ぼすおそれもあります。したがって、5月中の議案成立を目指して再度臨時会で上程させていただいたところでございます。

なお、度重なる議案否決を繰り返せば、市と受注者との信頼関係を喪失することにもなり、請負業者とのヒアリングではそのような心配の声が寄せられているところでもございます。

次に、否決となった場合にはどうなるのかということについてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、6月定例会へ議案を持ち越した場合、2か月以上の時間の経過が考えられるため、現在の仮契約内容を見直す必要が出てまいります。

具体的には、予定していた下請業者との契約を初め、資機材及び製品の納入スケジュールの見直しなどによる多くのやり直し事務が出てまいります。また、国庫補助事業の年度別事業区分の調整事務にも支障を生じることとなります。それに加え、社会経済情勢の影響も加味しなければなりません。以上の事柄を考え合せますと、更なる工期延長や新たな費用発生に結びつくことも心配されます。

こうしたリスクを回避するために、できる限り早いタイミングで契約金額、工期を明確にし、工事を速やかかつスムーズに進めていくための環境を整えたいというのが今回上程いたしました理由でございます。

議長（山田紘治君） いいですか。そのほかございませんか。

2番 柴田喜朗君。

2番（柴田喜朗君） 私からは、議第45号、議第46号及び議第47号の3議案についてに関わる質問をさせていただきたいと思っております。

5月23日の岐阜新聞の朝刊のほうに、前回の臨時会の手続に大きな瑕疵があったというふうに書かれておりましたけれども、この大きな瑕疵というのはどういったことでしょうか。ご説明ください。

議長（山田紘治君） 副市長 成原嘉彦君。

副市長（成原嘉彦君） お答えします。

5月13日開会の臨時会の議会手続について申し上げます。

会期や議事運営につきましては、議会自らが取り決める立場にあり、5月8日の議会

運営委員会では、協議の結果、会期を1日として、議事進行は委員会付託を省略し、討論、採決と進めることが適当であると判断されました。

それを迎えて、5月13日臨時会当日、その議会運営委員会の結果を議会運営委員長が議場において報告され、会期は1日と決定されました。

臨時会での議長・副議長選挙を初め、各委員会の新しい構成も成立し、本件議案に対する質疑もあり、答弁も行い、議長より委員会付託省略の異議についても確認され、異議なしと発言をされたところでございます。

しかしながら、その直後の討論において、2人の議員の反対討論発言は、本件議案の具体的内容に言及することなく、慎重審議が必要との主張により、1日限りでの審議に反対する旨を述べ、議員自らが委員会付託の省略に同意したにもかかわらず、それに反する討論を行いました。

さらに、当日、常任委員会が存在しているにもかかわらず、委員会がないから付託できないという誤った主張を述べて討論しておられます。

加えて、反対討論発言の中の継続審議云々についても、議長はその発言の趣旨を、すなわち委員会付託とするのか、継続審議とするのかを動議として受け止め、その後の議事を進行するという確認をせず、採決へと議事を進行されました。

もとより、議会運営は議会側の責に帰すべき問題であり、市側が決定するものではございません。議会自らが設定した議事運営のルールに全く反した討論があり、それをいさめる意見を市側が発言したにもかかわらず議事を進行するという事態に陥りました。

自ら正確に動議を申し出れば当日の委員会付託が可能であったにもかかわらず、それを放棄し、審議時間がないという理由で反対理由の趣旨を述べたことについては、極めて妥当性を欠く言動であったと思料いたしております。

〔「議長、暫時休憩してください」「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（山田紘治君） 暫時休憩をいたします。

午前10時38分休憩

午前10時55分再開

議長（山田紘治君） お待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方は。

13番 藤川貴雄君。

13番（藤川貴雄君） 先ほど、休憩前に近藤議員そして星野議員から休憩を求める発言がありました。議長は、暫時休憩とするということになりましたが、休憩に至った理由と、休憩中に行われた出来事についてご説明をお願いいたします。

議長（山田紘治君） 休憩中に2議員から暫時休憩のあれがございました。暫時休憩とさせていただきます。その後、議会運営委員会を開催し、議論をいたしました。その結果、慎重審議、皆さんしていただきましたんですが、時間的にも結論が出ないということで、引き続いて会議を開くということになりました。

以上でございます。

16番 糟谷玲子さん。

16番（糟谷玲子君） 今、議運の中で議論を言わせていただきまして、その中で時間が来たのでやめると、そのふうじゃなくて、このまま継続していいではないかという意見が出て可決されたと理解しております。

議長（山田紘治君） 今、糟谷議員のほうからの申出によりましての結果でございます。申し訳ございません。

その他質疑ございませんか。

10番 南谷佳寛君。

10番（南谷佳寛君） 私からは3点お尋ねいたします。

議第45号、46号、47号に関して質問いたします。

まず、5月13日の臨時会において、市役所新庁舎建設工事の請負契約に関する3件の変更議案が否決されたことに対する市職員の業務に影響があったのかお尋ねいたします。

次に、契約変更議案が否決されたことに対する請負事業者の反応はどのようなであったのか、また、市と請負事業者との信頼関係に及ぼす影響はどのようなことがあったのか、お尋ねいたします。

次に、過去20年ほどの臨時議会において、どのような契約議案の提出例があったのか、またその議決結果をお示しく下さい。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） それでは、まず1点目の質問でございます議案否決後の市職員の業務への影響についてお答えさせていただきます。

5月13日臨時会におきまして議案が否決されて以来、議会運営の詳細な点検に始まり、次なる対策について協議を必要といたしました。まず、受注者に対しまして変更契約の否決がもたらした影響をヒアリングし、今後の対策についての調整等に時間を費やしたところでございます。さらに、議案否決を受けての法的な手続の検討などにも同じく時間を要しております。

2点目のご質問であります。変更契約が否決されたことに対する請負業者の反応についてでございますが、前回5月13日における議会の否決を受けまして、市として受注者側にご意見を伺っております。お伺いした意見といたしましては、まず第一に、否決

されたことに対して大変驚いているということでございました。本体建築工事の工期に合わせた工期延長やそのことに伴う当然必要となります共通費の増額についてさえお認めいただけないことに対しまして、今後工事を進めていく上でどうなるのかといった不安や市に対する不信感を感じられたというようなお答えでございました。

また、工事を今後進めていく上での影響につきましてもお伺いしましたところ、受注者側における業務負担の増加といたしまして、今後下請業者との調整、作業員の手配、資材の発注時期など、これらの事項につきまして改めてやり直す可能性が生じるおそれがあると、そういったご意見でございました。

さらに、これらの事項がうまく調整できなければ、当然工期の延長や資材調達費の増加、工期延長に伴う共通費の更なる増加など、様々な影響をもたらす懸念があるということでもございました。

3点目でございますが、過去20年間のうち、臨時議会において契約議案の提出例とその結果ということでございますが、平成14年度から9件ございました。主な事例といたしましては、平成28年度、羽島市北部学校給食センター建設工事の建築電気設備工事、契約金額は10億5,192万円というもので、また同じく羽島市北部学校給食センター建設工事の機械設備工事、契約金額3億8,340万円、さらに、平成29年度、環境プラント機械設備修繕工事、契約金額1億8,144万円、こういったものが過去臨時会において契約事案として上程されたものでございます。

これら9件ございましたけれども、9件全て臨時会の会期は1日で、委員会付託も省略された上で可決されております。

以上でございます。

議長（山田紘治君） そのほかございませんか。

6番 原 一郎君。

6番（原 一郎君） 私からは、議案書2ページから4ページ、議第45号、議第46号、議第47号 工事請負契約の変更について、お伺いいたします。

今回の変更契約による増加金額の共通仮設費や現場管理費、また一般管理費等の詳細な内訳についてお聞かせください。

続きまして、この変更金額なんですけれども、何に基づいて行われるのか。算定基準についてお示してください。

以上2つをお願いします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 変更契約による増加額の内訳ということでございますが、増加額は共通経費を理由に増加しておりますが、その共通費の内訳といたしましては、共

通仮設費ということで各工事種目に共通の仮設に要する費用でございます、代表的なものとしたしましては、環境安全費や動力用水光熱費などがございます。

次に、共通費のうちの2つ目としたしましては、現場管理費ということで、工事施工に当たりまして工事現場を管理運営するために必要な費用でございます。代表的なものとしては、安全や衛生、研修訓練などに係ります労務管理費や事務用品費などがございます。

共通費の最後でございますが、一般管理費というものがございまして、これは工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用でございます、代表的なものとしたしましては、会社の役員報酬や従業員の給料、手当などがその内容となります。

それぞれの3本の工事それぞれ増額の費用の内訳としたしましては、電気設備工事につきましては共通仮設費が約89万円、現場管理費が約242万円、一般管理費等が約43万円ということで、合計374万円の増額となっております。

それから、次に機械設備工事につきましては、共通仮設費が約32万円、現場管理費が約365万円、一般管理費等が約32万円ということで、合計428万7,800円の増額となっております。

最後に、地中熱設備につきましては、共通仮設費が約8万円、現場管理費が約130万円、一般管理費等が約15万円ということで、合計153万6,700円の増額となっております。

内訳としては以上でございます。

2つ目のご質問でありますこれらの共通経費についての算定基準は何に基づいてということでしたが、本件の増額に伴います共通費、先ほどご説明させていただきました共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定におきましては、国土交通省が示しております公共建築工事共通費積算基準で定められております算定式によりまして、直接工事費、純工事費及び工期を変数としたしまして、定量的、機械的に算定する方法を取っております、この基準につきましては全国の公共建築工事での統一基準であり、どの自治体においても一律の結果が得られるというものでございます。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 11番 豊島保夫君。

11番（豊島保夫君） それでは、議案書2ページ、議第45号、3ページ、議第46号、4ページ、議第47号のそれぞれ電気設備、機械設備、地中熱設備について、契約変更に係ることについて3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、仮契約時点での工事の進捗率についてお聞きいたします。また、それぞれの工事が延伸ということですが、90日の延伸後、あるいは144日の延伸後の完了時点というのは、当たり前ですが100%になるわけですが、今年度末、つまり来年の3月末時

点での進捗予定はそれぞれ何%の計画になっておるのかお尋ねをいたします。

次に、これら3議案のそれぞれの工事の受注者への支払いについては、それぞれいつの期日でどのような割合で支払うことになっておるのか、お聞きいたします。

以上です。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） それでは、まず1点目、各工事の進捗率についてお答えさせていただきます。

豊島議員へは、さきの5月13日の臨時会におきましてもお答えさせていただいておりますが、再度申し上げます。

変更契約の仮契約時点、すなわち令和2年4月17日時点での工事進捗率につきましては、工事請負契約約款第11条の規定によりまして、月ごとの工事履行報告書の報告が義務づけられておりますことから、4月17日時点ではなく直近の令和2年4月末時点での工事進捗率をお答えいたします。

電気設備工事につきましては約5%、機械設備工事につきましても約5%、地中熱設備工事につきましては約40%の進捗率となっております。

また、令和3年3月末時点での工事の予定進捗率とのことですが、各受注者より工期の延長変更を請求された際に提出いただきました工期末日を令和3年7月12日とした実施工程表を参照し、令和3年3月末時点の工事予定進捗率をお答えさせていただきます。

電気設備工事は約24%、機械設備工事は約30%、そして地中熱設備工事は約54%を予定しております。

2つ目のご質問にありましたそれぞれの工事受注者への支払いについてでございますが、電気設備工事と機械設備工事は前払い金として、また補助事業の採択を受けております地中熱設備工事につきましては出来高払いとして、3つの工事ともに令和元年度におきまして請負代金の40%ほどの支出をしております。

今後につきましては、補助事業であります地中熱設備工事は、出来高払いとして令和2年度内の出来高率に応じた請負代金額を支払った後、令和3年度に完成払いとして最終的な請負代金額から令和元年度及び2年度に支払った額を差し引いた額を支払う予定となっております。

一方、電気設備工事及び機械設備工事につきましては、令和2年度内に出来高率が50%に達しない見込みでありますことから、令和3年度に完成払いとして最終的な請負代金から令和元年度に支払った額を差し引いた形でお支払いする予定となっております。

以上でございます。

議長（山田紘治君） そのほか。

15番 花村 隆君。

15番（花村 隆君） 議案書の4ページ、議第47号の地中熱設備の工事について、工期についてお尋ねをいたしますが、本体工事が90日間延伸されたことに伴う今回の変更でございますけれども、地中熱設備については144日間の工期の延伸であるとした理由についてお尋ねをいたします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 工期延長についてのご質問でございますが、地中熱設備工事につきましては、国庫補助事業の採択を受けた事業として2か年の期間を通じまして、それぞれ1期工事、2期工事に分けた形で当初工期設定がしてありました。そのうち、今年度の工事であります2期工事に当たる分につきましては、最終日、工期の期日を令和3年2月18日までとしておりましたので、これを本体建築工事の工期であります令和3年7月12日までに合わせることで、地中熱工事において工期延長する日数といたしましては144日となったということで、もともと補助事業の採択を受けておりますので、その締めるタイミングもございますので、ほかの工事よりも若干短めの工期設定がなされていたと、そういうことでございます。

以上です。

議長（山田紘治君） 17番 星野 明君。

17番（星野 明君） 議第45号、議第46号、議第47号、3議案に対する関連質問をさせていただきます。

まず、工期を建築工事に合わせるため工期延長するとのことですが、工事費を増やさないためには建築工事を短縮するよう努力するべきであり、この努力の結果、建築工事の工期短縮ができないと明白になった場合、機械、電気、地中熱の工期延長を考えるべきである。そこで、建築工事の工期短縮を検討されたか、されたと思いますが、具体的には何をされたのかお伺いします。

もう1点、5月23日の毎日新聞によれば、議案の再上程で工期が延長されれば、予算も更に増えるおそれもあると述べてみえますが、その根拠の説明をお伺いいたします。

以上です。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） まず1点目でございますけれども、本体建築工事の工期短縮に向けた具体的に何をしたかと、そういったご質問ございましたが、本体建築工事の工期の末日は令和3年7月12日となっておりますが、現庁舎の耐震性が極めて乏しい状況の中、災害時の拠点となります施設の安全性を市民の皆様や職員にも担保し、一刻も早い形で新庁舎への移転を実現させたいということの可能性を探るために、これまで本

体建築工事の工期短縮の可能性を受注者側とともに検討を重ねてきたところでございます。

具体的には、現場作業員の増員や作業用重機を増やすことによる作業効率の向上のための方策、また、工事ヤードを拡張して資材置場を確保することで資材調達の効率アップを図るなど、様々な形で工期短縮に向けて協議を重ねてきたところでございます。

次に、2点目でございますが、議案の再上程で工期が延長されれば予算も更に増えるおそれがあるといったことについてでございますが、再度否決となった場合に、受注者との協議を改めて行うこととなりますが、これまでの状況を鑑みれば、仮契約の締結を一旦破棄や見直しすることのおそれもございます。こうした場合に、下請業者との調整や作業員の手配、資材の発注時期など、これらの事項について改めてやり直すことになり、場合によっては更なる工期延長やそのことに伴います工事費の増額につながるものが懸念されます。

以上でございます。

議長（山田紘治君） そのほかございませんか。

3番 粟津 明君。

3番（粟津 明君） 発言の機会をいただきましたので、発言をさせていただきます。

私からは、議第45号、46号、47号についてお尋ねをいたします。

先ほどからいろいろお答えをいただいておりますけれども、工事延長のことについてお伺いをいたします。この3工事に関する増額経費は来年の4月以降から発生する経費と考えてよろしいですか。ちょっとお尋ねいたします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 今回の3つの議案における工事費の増額につきましては、1つの事業の工期が延びたことに伴って、それに伴って共通費が増えたということですので、お支払いの関係でしたっけ、来年以降というよりは、もう全体の中で金額が増えて、先ほど豊島議員のときにご答弁させていただきましたが、支払いに関しては前払い金だとか出来高に応じた形で支払うこととなりますので、全体に対する影響があると、そういうようなこととなります。

以上です。

議長（山田紘治君） 3番 粟津 明君。

3番（粟津 明君） 全体に影響があるということだそうでございますが、工事延長というのは初めの契約のときは3月末で終わったと。それからの以降の完成時期だけに増額する費用だと私は考えますが、全体から増えておるといのはちょっといかなものかなと思っておりますので、業者からこの工期延長に対する増額の話が出てきたのはい

つ頃からですか。ちょっとお聞きいたします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 先ほど来からご答弁させておりますが、業者さんのほうからこの工期延長についての請求がございましたのは4月1日付でございます。それまでも、先ほども答弁ありましたが、できるだけ工期短縮してほかの3つもそれに合わせた形で工期短縮できないかということをお協議しておりました。それでも、もう7月12日までの工期はこれ以上なかなか難しいという結論に至りましたので、ほかの3つの工事も延ばすこととなりました。その時点で、先ほども答弁しましたが、国交省の基準にもたれまして共通費が増額ということに自動的になりますので、ですののでいつの段階でというお尋ねであれば、その変更工事、変更契約について業者さんのほうから申出があった、その時点でもってこういった費用には直接影響が生じたという、そういう答えとなります。

以上です。

議長（山田紘治君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田紘治君） 以上で質疑を終わります。

上程の案件中、報第5号以外の各案件は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に総務委員会を行いたいと思いますので、委員並びに執行部の皆様は第一会議室にご参集ください。

午前11時19分休憩

午後3時01分再開

議長（山田紘治君） 休憩前に引き続き会議を開きます

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第45号	工事請負契約の変更について	原案のとおり 可決すべきもの	
議第46号	工事請負契約の変更について	原案のとおり 可決すべきもの	
議第47号	工事請負契約の変更について	原案のとおり 可決すべきもの	

令和2年5月27日

総務委員会委員長 粟津 明

羽島市議会議長 山田 紘治 殿

日程第4 議第45号 工事請負契約の変更について～

日程第6 議第47号 工事請負契約の変更について

議長（山田紘治君） 日程第4、議第45号から日程第6、議第47号までの3件を一括議題といたします。

上程の案件は、いずれも関係常任委員会において審査をお願いしましたので、その経過及び結果について委員長から報告を願います。

総務委員会委員長 栗津 明君。

〔総務委員会委員長 栗津 明君 登壇〕

総務委員会委員長（栗津 明君） 総務委員会は、先ほど委員会を開催し、付託案件の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、第45号について、委員の質疑に対し、理事者から、本件の増加額に伴う共通費の算定においては、国土交通省が示す公共建築工事共通費積算基準で定める算定式により直接工事費、純工事費及び工期を変数として定量的、機械的に算出する方法であるため、全国の公共建築工事での統一基準であり、一律の結果が得られるものとして算定をした金額である。

1か月延長となった場合の影響額については、電気設備においては約100万円ほどの増額が見込まれるなどの答弁があり、一委員から、本議案は提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であるとも言える。また、5月13日に提出された議案であり、この間20日以上調査研究がなされてきた。当委員会にも付託され、審議は十分と考える。今後新庁舎建設においても影響を与えかねない重要な案件であり、いたずらに審議を持ち越すことで新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号、委員の質疑に対し、理事者から、機械設備につきましては約120万円ほどの影響が出ると考えているなどとの答弁があり、一委員から、提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更である。また、5月13日に提出された議案でもあり、この間に20日以上調査研究がなされ、また当委員会にも付託され、審議を十分と考える。

今後の新庁舎建設においても影響を与えかねない重要な案件である。いたずらに審議を持ち越すことで新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第47号について、委員の質疑に対し、理事者から、地中熱設備工事におきましては、約22万円の増額が見込まれる。さらに、本体建築工事におきましては、7月12日までの工期が仮に1か月間延長された場合、その影響額は約550万円ほどになると

見込まれているなどの答弁があり、一委員から、本議案は提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であると言える。また、5月13日に提出された議案であり、この間、調査研究をしてきた。また、今回は総務委員会に付託され、審議は十分と考えている。

今後、新庁舎建設においても影響を与えかねない重要な案件である。いたずらに審議を持ち越すことで新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。

総務委員会結果報告を終わります。

議長（山田紘治君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方はご発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

議長（山田紘治君） 以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

討論のある方は、休憩中に発言通告書の提出をお願いいたします。

午後3時08分休憩

午後3時13分再開

議長（山田紘治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

賛成討論通告者、5番 後藤國弘君。

5番（後藤國弘君） 議第45号、議第46号、議第47号に賛成いたします。

本議案は、提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であると言えます。また、5月13日の臨時議会にも提出された議案でもあります。この間、20日以上の間があり、私ども清和会におきましても担当課に事情を聞くなど調査研究をしてまいりました。また、今回は委員会にも付託され、審議は十分と考えます。今後の新庁舎建設においても、また業者との信頼関係に影響を与えかねない重要な案件であります。いたずらに審議を持ち越すことで、今後の新庁舎建設の障害となる可能性もあることから、議第45号、議第46号、議第47号に賛成いたします。

議長（山田紘治君） 賛成討論通告者、6番 原 一郎君。

6番（原 一郎君） 議第45号、46号、47号、工事請負契約の変更についての3議案、

賛成の立場で討論いたします。

今回の工事請負契約の変更については、昨年秋の工事契約の不調などにより生じた工期日程の3か月延長による管理費等の負担でございます。先ほどの議案質疑と総務委員会の質疑でありました1点目、増加金額の算定基準は、国土交通省が示す全国公共建設工事の統一基準であること、2点目、国の示した算定に準ずる増加金額のため、いくら議論を費やしても減額などの改善の余地はないこと、3点目、羽島市の最重要事業である新庁舎建設事業に関わる工期日程を今議案に対する対案もなく停滞させることは、市民の皆様や契約工事関係者への多大な損失と信頼を損ないかねないことなどのことから、新庁舎建設事業の着実な完成に向け進めていただきますよう賛成いたします。

以上。

議長（山田紘治君） 賛成討論通告者、9番 野口佳宏君。

9番（野口佳宏君） 議第45号、議第46号、議第47号 工事請負契約の変更について、賛成討論を行います。

先般開かれた臨時議会、本臨時議会の議案に対する新庁舎建設工事請負契約変更についての説明等々、これまで行われた執行部側の説明に落ち度はなく、かつ限られた予算の中での新庁舎建設に係るリスク管理がなされていることは明白であります。

また、執行部側の度重なる説明、答弁のとおり、再度否決となった場合、受注者との協議を改めて行うことになり、仮契約の締結を一旦破棄、解消となるおそれもある。さらには、下請業者との調整、作業員の手配、資材の発注時期などを改めてやり直すことになり、場合によっては更なる工期延長や工事費の増額につながるものが懸念されると、もしこのような状況になれば、羽島市への悪影響は増大いたします。ウィズ・コロナ、コロナ禍の中で、本日の臨時議会開催のような行政側への事務量増加や、財政安定化対策を推進しているにもかかわらず財政負担が発生する可能性、はたまた市民の皆様への不安は払拭されず、市政へ対する考え方もまた同様であります。

この現状に鑑み、6月定例会へ議論を先延ばしする論調への道理もないため、本議案を否決する理由は一切なく、議第45号、議第46号、議第47号の工事請負契約の変更について賛成する。

以上であります。

議長（山田紘治君） 賛成討論通告者、13番 藤川貴雄君。

13番（藤川貴雄君） 議第45号、議第46号、議第47号について、賛成の立場で意見を申し上げます。

これら新庁舎建設の附帯工事に係る契約変更議案3件につきましては、契約の相手方であり事業者の責めとなる事柄は一切なく、内容について反対をする合理的な理由

は見受けられません。

よって、これら議案について賛成をいたします。

議長（山田紘治君） 以上で討論を終わります。

これより、議第45号、議第46号及び議第47号の3件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田紘治君） 異議なしと認めます。

よって、議第45号、議第46号及び議第47号は原案のとおり可決されました。

（略）